

仕 様 書

1 業務名 令和7年度長崎のさかな（長崎県の魚愛用店）魅力発信事業業務委託

2 各業務の内容

①「長崎県の魚愛用店」でのキャンペーン業務

（1）目的

「長崎県の魚愛用店」におけるキャンペーンを実施することで、県産魚を食べる機会を創出し、また県民や観光客への「長崎県の魚愛用店」周知と利用促進を図る。

（2）業務内容

- ・上記目的を達成するキャンペーンの企画と実施。
- ・「長崎県の魚愛用店」へのキャンペーンの案内作成・発送、参加店舗へのとりまとめ、参加店舗リストの作成、参加店舗及びキャンペーン参加者からの連絡、問い合わせへの対応。
- ・キャンペーン前、キャンペーン中における長崎県の魚愛用店認知度向上と、特にファミリー層を意識した利用促進を図る効果的な情報発信及び誘客の実施ならびに目標KPIの設定。
- ・実施状況調査の設計（キャンペーン中の利用者の属性、利用店舗、利用目的、店舗選択のきっかけ、利用人数、消費金額及び反応等の調査ならびに参加店舗の売上及び入込数等の調査）と実施。
- ・実施状況調査結果の分析及び愛用店の利用促進に繋がる有効な提案。
- ・実施状況調査の結果及び分析結果についての愛用店へのフィードバック。

（3）キャンペーン実施時期

- ・令和7年12月1日（月）～令和8年2月28日（土）までのうち最低30日間以上

（5）参考

- ・「長崎県の魚愛用店」とは、長崎県産の魚介類及び水産加工品の愛用を促進するため、長崎県内に所在し、県産魚を常時提供しているホテル、旅館、レストラン、料理店等を認定したもの。
- ・令和7年6月末現在216店舗（別添・長崎県の魚愛用店一覧表参照）
- ・主な認定要件は以下のとおり。
 - 和食店は、県産魚を常時5種類以上提供できる店舗で、長崎県産の魚介類を3種類以上使った刺身「長崎刺盛」を提供できること。
 - 洋食店・中華料理店は、県産魚を常時3種類以上提供できる店舗で、県産魚を使った「洋風刺身」「カルパッチョ」「中華風刺身」等を提供できること。
 - 地元特産の県産魚を専門的に取り扱う店舗は、「地域ブランド魚」や地域で積極的に振興している県産魚を取り扱う店舗で、これらについて常時1種類以上のメニュー

ーを提供できること。

②『「長崎県の魚愛用店」長崎県の魚がいつでも食べられるお店ガイド』リニューアル等業務

(1) 目的

『「長崎県の魚愛用店」長崎県の魚がいつでも食べられるお店ガイド』について、情報更新及び必要なデザインの改善等を行い、県民や県外観光客への周知と愛用店の認知度向上及び利用促進を図る。

(2) 業務内容

- ・長崎県のホームページと連携できるガイドブック(デジタルデータブック)の作成。
- ・掲載を希望する全店舗の情報(必須掲載情報は、店名(日本語、英語、韓国語、中国語)、写真、住所、電話番号、営業時間、定休日、「新規認定店舗」のアイコン)の更新。

※本業務で作成するガイドブックへの掲載を「長崎県の魚愛用店」が希望するか否かの確認及び現掲載情報の確認(全店舗へ電話もしくはFAX等により照会)。

※認定抹消店のデータ削除(店舗照会で閉店が判明した件については、県へ情報提供すること)。

- ・探している情報に容易にたどり着くことができる、使いやすい構成・デザインへの改善及び検索機能の付加。

※リニューアルに伴う「長崎県の魚愛用店」の素材(店舗・料理写真等)は受託者において調達するものとする。ただし、現行ガイドブックの素材データ(PDF)の提供は可能。

(3) 納品時期

- ・令和8年3月19日(木)まで

(4) ガイドブック等の仕様について

- 1 タイトル:「長崎県の魚愛用店」というキーワードをもとに提案すること。
- 2 形態:長崎県ホームページ掲載可能なデータ(デジタルデータブック)による。
デジタルデータブックに連動する周知用QRコード入りチラシ 2,000枚
- 3 校正:2回

④その他

①及び②の業務については、実績報告提出時に当該取組を踏まえて、次年度以降の効果的な手法を提案すること。

3 委託期間

契約の日から令和8年3月19日(木)

4 共通事項

①成果品（実施報告書）

- （１）電子データはＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに書き込みのうえ提出し、紙媒体でも提出すること。
- （２）報告書には、実施期間、実施内容、作成物等を記載すること。
- （３）成果品の納入場所は県水産加工流通課とする。

②著作権等

- （１）成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- （２）第三者の著作物を使用するとき及び本件業務前から受託者が保有する著作物を使用するときは、受託者により必要な著作権処理を行うこと。
- （３）前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用承諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめ県の意向を確認し、その承諾を得たうえで著作権処理を行うこと。この場合、設けられた制限の内容について、受託者は文書で県に報告すること。
- （４）成果品は、長崎県ホームページ等にも掲載する場合があるため、受託者は成果物に写真やイラストを使用する場合の肖像権及び著作権の処理を受託者の負担で行うこと。著名人の肖像権を伴う写真等、特に問題が発生すると思われるものは県と協議すること。

③受託者の責務

- （１）受託者の責務において、県民や業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- （２）受託者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- （３）関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- （４）業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

5 予算額 5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 その他特記事項

- ① 受託者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- ② 受託者は各業務の詳細について県と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。
- ③ 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合もしくはあらかじめ再委託することを明らかにしていた場合はこの限りではない。
- ④ 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

- ⑤ 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。